

国際VHF普及に向けた、 支援艇登録制度のご案内

外洋総務委員会

支援艇登録制度の創設

昨年規制緩和された国際VHFの搭載は外洋を中心に徐々に加速していきま

す。国際VHFの搭載は単に日常の通信を目的とするのではなく、緊急時の安全確保のツールとして有効であると理解され始めたことによりです。

この緊急時の有効性は本年6月に通達となった、国際VHF搭載艇は小型船舶検査機構(JCI) 限定沿海の法定安全備品の軽減処置を受けられることにつながるようになりました。

国際VHFチャンネルのうち、JSAF登録艇(外洋ヨット)のための専用チャンネル(71ch, 74ch)が確保されているのは既に報告した通りです。これらのチャンネルは国際的にもヨット専用チャンネルとしてレースやイベントの運営に欠かせぬものとなっています。

改正された法令を説明する総務省の公式文にも「同チャンネルは日本セーリング連盟の海岸局加入艇に限る」と記載されています(一部、過去認可されたフェリーなどの利用が残っています)。

このチャンネルを利用するには、JSAFに艇登録をしたうえで近隣水域

にある全国9つのJSAF海岸局に加入することが必要になります。

そこでJSAFではヨットチャンネル取得推進のために、今後少なくとも数年間(今のところ3年間、必要あれば継続)、JSAF登録艇の海岸局加入費用は無償とすることを致しました。

艇登録と無線局加入証明の発行に関してはもっぱら外洋艇を対象に外洋各加盟団体事務局で行ってきました。一方ヨットレース運営や応援・観覧のため多くのパワーボートが利用されますが、そうした艇の共通通信手段として海外諸国並みに国際VHFの利用が有効なのは明らかです。

そこでJSAFとしては、それらヨットレースの運営や応援・観覧等に供する艇をJSAF「支援艇」として艇登録ができるようにし、それらの艇に海岸局加入証を発行し、国際VHF無線局の申請時に71ch, 74chのJSAF専用波を取得していただきたいと考え、「支援艇登録制度」を創設しました。

この制度は、外洋艇を対象とするものでなく、あくまでもJSAFの業務に協力いただくパワーボートや漁船を対象とするもので、専用のウェブサイトを通じて各加盟団体・特別加盟団体からオンラインで手続きができるようにしました。

外洋艇に関しては従来通り外洋加盟団体、および外洋組織を持つ加盟団体事務局を通じて手続きをお願いしております。

支援艇登録の方法と無線局加入証の発行

同業務には専用のウェブサイトが用意され、各加盟団体事務局で登録できるようにになりました。このサイトに入るには別途ご案内しますID・パスワードが必要です。

艇登録手順

まず、専用サイト <http://jafishore.jp/> にアクセスし、指定個所にID・パスワードを打ち込むとメインメニュー(図1)が開きます。

メインメニューのうち外洋艇登録は外洋加盟団体による、外洋ヨットの登録メニューです。

2番目が支援艇登録のサイトとなっており、3番目が海岸局加入証発行システムとなっております。

申請書類ダウンロードのメニューには、このサイトで入力するデータをあらかじめ申請者に記入していただくためのフォームや無線局開局申請時の記入見本が納められています。また登録マニュアルにはこのサイトを利用する際の情報が納めてあります。



図1 メインメニュー



図2 支援艇登録申請書



図3 海岸局加入証発行申請書

操作手順

① 加盟団体事務局担当者は登録をした艇のオーナーに船検情報をあらかじめ用意するよう要請し、申請書類ダウンロードメニューから支援艇登録艇申請書(図2)、海岸局加入証発行申請書(図3)をダウンロード、プリントを申請希望者に渡す。

② 申請希望者は同書面に必要事項を記入(原則として船検データと同じ内容)し、加盟団体事務局に提出、同時に申請料(JSAF登録料3千円プラス加盟団体手数料)を支払う。

③ 加盟団体事務局は支援艇登録メニューを開き、申請用紙記載内容をインプットし確認ボタンをクリックする。入力データ自動的に支援艇登録データベースに反映される(図4参照)。

④ 続いて海岸局加入証発行ボタンをクリック、インプット画面を開き、申請書と同じ記載内容を入力、確認の上印刷する。その時、あらかじめ厚手のA4上質紙をセットしておく、JSAFの公印が施された証明書が印刷される。この場合も自動的に加入証明書発行データベースにデータが反映される(図5参照)。

⑤ 国際VHF局の開局手続きの際、開局申請書の使用チャンネルに一般的なチャンネルに加え71ch、74chを記入しこの加入証明書を添付することで、専用チャンネルを手に入れることができる。

これらの記入見本は書類ダウンロードメニューから、無線局開局申請書、同事項書・工事設計書、無線従事者選任届用紙などの申請関係書類一式を取り出すことができる。

⑥ 一連の登録作業でミスを発見し再登録となった場合は、上記と同じ手順を行うことで、最新のデータを反映することができる。

⑦ 各登録データベースは個人情報保護の観点からJSAF本部スタッフのみの扱いとなっている。また、JSAF登録料は一定期間でまとめてJSAFより加盟団体に請求を行う。

以上の書類をまとめ、購入した機器に記されている機器番号、認定番号を記入して総務省の各地総合通信局に申請することで、専用波を持った免許状を手に入れることができます。

国際VHF無線局開局によるJCI船検装備の軽減処置

おそらく多くのヨット乗りは、国際VHFに興味を持っていても通信は携帯電話で十分、従って国際VHFは必要だと思っていられないと思います。通信に関しては余程外洋に出ない限りはその通りなのですが、安全面での考え方はまったく異なります。

緊急時の安全通信は、同じ海に航行する船舶の助けを期待することが最も早く効果的というのが原則です。そしてそれは携帯電話では得られません。

そこで今回の国際VHFの規制緩和を機に小型船舶検査機構(JCI)が求める装備品の軽減が実現しました。

具体的には平水区域または2時間限定沿海の艇で国際VHF(5W)無線機を装備するものは次の救命設備①小型船舶用信号紅炎(2本1組)および②小型船舶用膨張式救命いかだ、または小型船舶用救命浮器を省略できる。というものです。本軽減処置は本年6月16日から適用されています。

今や携帯電話より安価になった国際VHF無線機、通信料金もかからない



図5 海岸局加入証明書



図4 インプット画面